

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費：

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497